

『運歩色葉集』の年号に関する二つの問題

長沼正子*

〔論文要旨〕

中世の古辞書『運歩色葉集』は、原本はすでに、記載されている語彙の特異な内容から、傳本は比較的少ない。翻刻されたものもなく、所収語は約一万七千余語と多く、編者・成立など、未だに研究の手が入っていないところも多い。古写本系統に属するものは静嘉堂文庫本、元亀二年本、天正十七年本、天正十五年本の四本だけである。だが、古典の書物を紐解くと『運歩色葉集』の引用をしているところを多く目にする。しかし、『運歩色葉集』自体どういう特徴を持つて編まれたものなのか、編者がどういう階級に属する人物であるのかということも、まったくわかつていないのである。

『運歩色葉集』には、見出し語に小字双行を付して語彙説明をしているところがある。本篇語彙よりも小字双行には、編者の書写態度および、編者の意思が反映されているものと考え、小字双行中にある二つの年号に着目し、そこから『運歩色葉集』の編者に接近することができれば、『運歩色葉集』の特徴も掘めるのではないかと考え、「一つの年号を考察することにした」。

一つ目の年号について、日本で使用された年号は、朝廷で決められた公年号、大化の革新以前に使用されていた古代年号、特異な狭い階層で用いられていた私年号である。中世の学者である三条西実隆は、古代年号を使うことをよしとせず、自分では使おうとはしなかつたが、貴族の間では使われている。所収語の特異な内容から『運歩色葉集』の編者は「神官か僧ではないか」と推測されているにもかかわらず、特異な階層で用いられているという私年号は、用いられてはいないのである。

二つ目の年号は、見出し語の語彙説明をおこなう際に見出し語の施行時と編纂時が記述されているのだが、その最後に、施行時から編纂時までの間を遡って計算して記載している。この計算方法に問題があり、それが『運歩色葉集』成立の推定になつた天文十六年と天文十七年の記述である。双方の内容を照合したところ、編者は単に先行する書物を書き写すという作業をしていたわけではなく、天文十七年の再編纂では増補形跡がみられ何らかの目的を持って逐次、補填することを心がけていたようである。

キーワード　『運歩色葉集』、三つの年号、編者

* ながぬま・まさこ、埼玉大学大学院文化科学研究科博士後期課程在学中、中世古辞書研究

はじめに

『運歩色葉集』（これより『運歩色葉集』を『運歩』とする）の見出し語には、付隨する比較的長めの小字双行がある。そこに二つの年号記述があり、その年号の一つから『運歩』編纂期の推定がなされた。小論は、この二つの年号に着目し、『運歩』の問題点を逐次解明していくと思うものである。つぎに、二つの年号記述箇所を具体的に例示する。（傍線、破線は小論筆者による。本文ママ。10頁3行目、頁数は『運歩』影印本による。）

〔イ部〕 一切經

五千四十八卷也欽明天王僧要元乙未自大
唐渡之至天文十六年丁未八百十三年也

一切経という見出し語に付隨する小字双行中の、二つの年号のうち傍線を付した部分の僧要は「古代年号」^(注1)で、破線を付した天文は「公年号」である。編者は、見出し語の説明を古代年号で記し、『運歩』の編纂時を公年号で述べ、編纂時から見出し語の施行時までの間を逆算して、一切経五千四十八巻が大

唐より日本に渡ってきたのは、欽明天皇在任中の僧要元年だ

から、天文十六年の今から數えて、八百十三年前のことだった、

という表し方をしている。

『運歩』には、前記イ部の例「一切經」のような表記方法による小字双行中に、年号がある見出し語の語彙数が百五十二種ある。この小字双行に記されている傍線部、古代年号の記述は『運歩』編纂時に使われていたようであるが、語彙説明には年号の記載がない場合もある。

年号には、古代年号と公年号のほかに私年号もあるが、私年

号が使われていた世界は、特殊な限られた世界である。特異な辞書である『運歩』には、私年号が記載されていても不思議ではないと考えられるが、私年号は使われてはいないのである。この点を第一の問題点とし、第二には、編纂時に使われた年号から、語彙説明に使われた年号の間の年数計算を遡つて計算しているのであるが、計算上、正確さを欠くところがある。それは何故なのか、単に編者の計算違いとして済ませてしまつても良いのか、もし計算違いだとするならば、何故誤りが起つてしまつたのか、年号表記と年号間の計算という二つの視点から、編者の意図、もしくは編纂時に何らかの問題が発生したものとし、考察をしてみる。

年号は、大化の革新を基準として、大化の革新以前の年号を古代年号、大化の革新以降の年号を公年号というように、前と後に行けられ、朝廷で定められた公年号とは別に、私的に作られて、寺社縁起、碑文、銘文に残され伝えられた年号「私年号」^(注2)がある。これら三つの年号が、『運歩』にどのように関係してくるのか、それによつて『運歩』編者がどういう階層の人であったのか、少しでも眞実に迫ることができればと思うものである。

考察に用いた『運歩』は、中田祝夫・根上剛士著『古辞書四種並びに総合索引』影印本と静嘉堂文庫の紙焼きによつた。あわせて古写本といわれる三本^(注3)も照合の対象とした。

一、古代年号・公年号・私年号

『運歩』に記述されている見出し語にある年号は、公年号のほかに、大化の革新以前の古代年号が混じつている。その他の文

A 1 古代年号											
12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
カ 部	サ 部	イ 部	ハ 部	コ 部	ロ 部	コ 部	ウ 部	コ 部	法 清	明 要	フ 部
(~69264763562360559258558156955340258)	(~69264763562360559258558156955340258)	(~69264763562360559258558156955340258)	(~69264763562360559258558156955340258)	(~69264763562360559258558156955340258)	(~69264763562360559258558156955340258)	(~69264763562360559258558156955340258)	(~69264763562360559258558156955340258)	(~69264763562360559258558156955340258)	(~69264763562360559258558156955340258)	(~69264763562360559258558156955340258)	(~69264763562360559258558156955340258)
年間											
柿 本 人 丸	左 大 臣	一 切 經	仁 王 經	百 濟 寺	智 者 大 師	六 角 堂	興 嚴 寺	金 光 明 王 經	宇 佐 宮	善 光 寺 如	富 士 山
(130313)	(10)	(43)	(35)	(83)	(20)	(27)	(22)	(74)	(2074)	(34)	(258)
頁 2	頁 7	頁 3	頁 3	頁 2	頁 9	頁 7	頁 1	頁 1	頁 12	頁 2	頁 5
行 目											

献^(注4)によると、実際には公的に用いられていた年号の中に、逸年号として私年号の中に記されているものや、古代年号と私年号が混交して考えられているものがある。これら年号に関する記述は『運動』に記載されている年号を考察するにあたり、総て久保論^(注5)を基にして行った。

つぎに、『運動』の古代年号記述箇所、公年号と私年号記述箇所を抽出し、『運動』は年号をどのように扱っているのであるかということを考えてみる。

A 1 は、『運動』見出し語の古代年号記述箇所、A 2 は、古代年号が記述されている他の文献をまとめたものである。(A 1、A 2 の見出語箇所は『古辞書四種並びに総合索引』影印版の頁による。年号は初出例のみ掲げる。)

A 2 他出文献											
10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	No.	年号
僧 要	仁 王	光 充	告 貴	勝 照	鏡 常	金 光	法 清	明 要	善 記	二 冊	二 中 歷
二 冊	二 冊	二 冊	二 冊	二 冊	二 冊	二 冊	二 冊	二 冊	二 冊	二 冊	二 中 歷
年代 暦	年代 暦	年代 暦	年代 暦	年代 暦	年代 暦	年代 暦	年代 暦	年代 暦	年代 暦	年代 暦	年代 暦
(83)	(83)	(82)	(82)	(82)	(82)	(82)	(82)	(82)	(82)	(82)	(82)
群 書	×	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
26		〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二 才	如是院年代記
雜 部			155	155	155	154	154	154	154	二 才	皇年代記
(154)	(155)	(155)	(155)	(155)	(155)	(154)	(154)	(154)	(154)		
三 ウ	三 ウ	三 ウ	三 オ	二 ウ	二 ウ	二 ウ	二 ウ	二 ウ	二 ウ		

久保論によると、古代年号の総数は四十三、『運動』に出てくる年号の総数は十二、使用された年号のうち最古の年号は、A 1 の 1 番フ部の見出し語、柿本人丸の小字双行にある年号で、六百九十二年から九年間使用された年号の大長、『運動』では、善記から大長までの四百四十二年間に使用された年号が、記述されていたことになる。では、公的年号がなかつた時代、年号の記録はどういうに表記されていたのか、『運動』と同時代の文献の記述箇所をつぎに示す。対照して、二百五十八年から四年間使用された年号である。最も新しい年号は、A 1 の 12 番カ部の見出し語、柿本人丸の小字双行にある年号で、六百九十二年から九年間使用された年号の大長、『運動』では、善記から大長までの四百四十二年間に使用された年号が、記述されていたことになる。では、公的年号がなかつた時代、年号の記録はどういうに表記されていたのか、『運動』と同時代の文献の記述箇所をつぎに示す。対照して、二百五十八年から四年間使用された年号である。年号上部の No. は、『運動』記述年号とリンクさせた。カッコ内の数字は頁数。)

11 常色 二冊、年代暦（83）〃 （156）三ウ

12 大長 天長、
二冊、年代暦（83）〃 （156）四ウ

筆者)

A1の古代年号は、A2の他出文献によると、寺院関係の書物のほかに、貴族階級の人々にも用いられていることがわかり、古代年号は、当時の幅広い階層の人々が用いていたと云うことができる。しかも、久保論には、『実隆公記』を引用して、見識ある人々は古代年号を拒否した旨の記述があるのでつぎに示す。

『私年号の研究』久保常晴著（149頁）（傍線部小論筆者）享禄年間に実隆自身、年代記製作にあたっているが、
「雖レ有ニ善紀号」、「無ニ其証」、「故不レ書之」として、彼のごとき博覧多識の者が、寺院に伝わる年代記類の記す古代年号を採用していない点は留意を要しよう。これは古代年号の使用者の層を示す貴重な実例で、之によつて実隆のような見識ある人々には、古代年号の拒否されたことをしりうるのである。

『実隆公記』（注7）には、右記久保論に該当する箇所は見当たらず、「史料採訪」岩橋小彌太著には、『年代記』の識語を引用して、『お湯殿の上の日記』（注8）記述箇所を指摘、『実隆公記』にある年代記は実隆の編纂だという推論を立てた。この推論が、久保論の記述の元になつたであろうと思われるところである。次に岩橋論の該当箇所を示す。

『史料採訪』岩橋小彌太著（157頁）年代記識語（傍線部小論

去年皇代之記始欲ニ鏤梓、而看ニ数本「未得ニ正本」蓋神代雖レ曰レ不可測、考之ト部家ニ光雙覽以註レ焉、自二神武即位ニ至ニ繼体十五年ニ即位治世考ニ之同書矣、翌壬寅雖レ有ニ善記之号「無ニ其證」、故不レ書、從孝德元年号ニ大化ニ以降、有レ異有レ同、真偽難レ決、因書以ニ細字ニ文武五年大寶以来、雖レ膳ニ家本ニ、尚至レ有レ過勿レ憚レ改耳

B 公年号と私年号（カッコ内は使用されていた期間）見出し語に付隨する小字双行に使用されている年号の記述箇所は百五十二種、古代年号の記述箇所は七十五種である。古くは『運動』リ部、大宝（701～704）からシ部、新しくは長亨（1487～1489）までの間の年号で、この間の年号の中の問題と見られるのは、白鳳（650～654）だが、白鳳は、公年号白雉（650～654）の通称であり、公年号に準ずる年号として、ここでは私年号には入れなかつた。

次に、小論後部の注4に私年号三十一種を示したが、最も古

人名	官名	天地	夕	部
達磨太子	大將軍	當摩寺	多武峰	語彙
なし	なし	なし	なし	下学
なし	なし	なし	なし	文明本
千四十一年也	正和三年、永祿十一年	白鳳升二、永祿十一年	貞觀六、永祿十一年七 百十六年也	永祿十一年本
255年	609年	898年	975年	逆算
△1156年	△10年	△259年		誤差
年年千二十九年也	正和三年、弘治二年	白鳳升二、天文十 五年八十六六年		弘治二年本
243年	597年	876年		逆算
△794年	△10年			誤差
なし	なし	なし	なし	易林本

(1)

【下学集・文明本節用集・永祿十一年本節用集・弘治二年本節用集・易林本節用集】記述比較(△はマイナス)

C 古辞書記載の年号

い年号は、命祿（永承三へ1048年）¹⁰⁴⁸、新しい年号は征露（明治三十七へ1904年）までの年号である。『運動』を丹念に見ていくと『運動』に掲出する年号と重なる年号があつて然るべきだと思うのだが、私年号が『運動』に使われていることはなく、『運動』では、私年号を使用しなかつたと云うことになる。

つぎに『運動』以外の古辞書では、年号をどのように扱つたのかを考察する必要がある。辞書に記載される小字双行中に、年号がある場合、年号の扱い方によって、類似点が見つかったときには、『運動』が先行辞書の踏襲をしたと考えられる。なかつたときには、『運動』独自の構成と考えることもできよう。

『運動』に前後する国語辞書と云われているものを照合の対象としたが、『運動』に記載されていた古代年号の記述があるものは、見つけられなかつた。照合に用いた辞書は①から⑤までの辞書(注⁹)である。

- ①『下学集元和三年版』
- ②『文明本節用集』
- ③『永祿十一年本節用集』
- ④『弘治二年本節用集』
- ⑤『易林本節用集』

『運動』の所収語が下学集→節用集→運動と言われていることもあって、節用集を多く取り上げた。

	ナ							
	天地	財宝		人名				
長柄橋	南圓堂	大般若		泰澄大師	道風	大織冠	淡海公	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
弘仁三、永祿十一年七 百五十七年也	弘仁三、永祿十一年七 百五十七年也	天平聖曆七、永祿十一 年八百三十四年也	天平聖曆元年、永祿十 一年八百四四年也	神護景雲元年、永祿十一 年八百九十六年也	白鳳十三年、永祿十一 年八百九十六年也	寛平五年、永祿十一 年六百八十六年也	白鳳九年、永祿十一年 九百年也	養老四年、永祿十一年 八百五十九年也
757 年	757 年	830 年	802 年	907 年	676 年	911 年	849 年	
		△ 4 年		△ 11 年	△ 10 年	△ 11 年	△ 10 年	
弘仁三、天文十五年 八十六年	天平聖曆七、弘治二 年八百二十二年也	なし	なし	なし	なし	なし	なし	
735 年	818 年							
△ 129 年	△ 4 年							
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	

二、年数の逆算

『運歩』に存する語彙に『運歩』編纂時と目される年号の記述がある。小字双行中に年号記述のある見出し語の語彙数は百五十二、そのうち、年号間の計算に問題があると思われるところが数箇所ある。たとえば、小論冒頭に例示した一切経の小字双行中にある二つの年号から、必要事項のみを取り出し問題箇所を指摘すると、「僧要（635年から5年間使用）元乙未自大唐渡之至天文十六年（1547年）丁未八百十三年也」とあるように、『運歩』編纂時天文十六年から遡つて「一切経」が渡つてきた時期、僧要元年の間を計算して、一切経が渡来して『運歩』編纂時まで八百十三年経過したと記している。「八百十三年也」という計算部分を、再計算すると次のようになる

ノ リ ノ イ	部	語彙	頁数	静嘉堂本	元龜2年本	天正17年本	天正15年本	実質逆算年数	記述と実質年数誤差
一切経	泉式部	石塔寺							
10	9	7							
未八百十三年也	寛弘三年、天文十六年丁未六百四十一年也	寛仁三年、天文十六年丁未四百八十九年也	僧要元年、天文十六年丁未八百十三年也	寛弘三年、天文十六年丁未六百四十一年也	同上	同上	同上	912年	△99年
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	528年	△39年
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	541年	100年

(2) 【静嘉堂本・元龜2年本・天正十七年本・天正十五年本】記述比較(△はマイナス、元龜2年本のNo.1・2は重複)

右☆は、小論筆者の計算、★は、『運歩』編者の計算である。☆と★の差は九十九年、残りの古写本三本共に右の★と同じである。これは、単に書写者の手違いだけではなく、何らかの意図が絡んで出てきた結果と解釈したい。

次に、静嘉堂本を中心に他の『運歩』古写本三本の年数計算の比較照合を行つたので、照合表を示す。十年未満の誤差の在る語彙は省略した。

☆ 天文十六年（1547年）マイナス僧要元年（635年）は、九百十二年
 ★ 天文十六年（1547年）マイナス僧要元年（635年）は、八百十三年

タ	リ	リ	力	ヲ	リ	リ	ホ
淡海公	解倒懸	戒壇	甘露	越知山	立山	法然上人	放生會
153	127	121	117	99	86	51	34
養老四年、十七年戊申八年 百三十九年也	天平聖曆五年、天文十六 年丁未八百五十年也	弘仁二十二年、天文十六 年丁未七百二十七年也	仁壽三年、天文十六年未 百九十五年也	白鳳二年、天文十六年丁 未八百八十七年也	大寶元年、天文十七年戊 申八百五十八年也	長曆二年、天文十六年丁 未六百卅七年也	貞觀五年、天文十六年丁 未百七十五年也
同上	八百十五年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
なし	八百十五年	同上	同上	同上	八百五十七年	同上	同上
828 年	819 年	716 年	694 年	874 年	846 年	334 年	684 年
△ 11 年	△ 31 年	△ 11 年	△ 499 年	13 年	△ 12 年	△ 335 年	△ 509 年

長沼正子「『運歩色葉集』の年号に関する二つの問題」

ノ	ノ	ノ	コ	ケ	ク	ナ	ノ
傳教大師	天龍寺	興福寺	古今集	建仁寺	空也上人	業平	醍醐院
287	285	271	271	249	224	186	157
申七百八十七年也 弘仁十三年、天文十七戊申	曆應三年、天文十七戊申 二百十九年也	和銅三年、天文十七戊申 七百八十九年也	延喜五年、天文十七年戊 申七百四年也	建仁二年、天文十七年戊 申三百七十七年也	天祿三年、天文十七年戊 申三百四十七年也	天慶五年、天文十七年戊 申六百六十八年也	延喜五年、十七年戊申七 百四年也
同上	なし	同上	同上	三百三十七年	五百七十年	同上	同上
同上	二百十九年	同上	同上	三百四十七年	五百七十七年	同上	同上
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
726年	208年	838年	643年	348年	576年	606年	643年
△61年	△11年	△49年	△61年	△29年	△429年	△62年	△61年

リ	ミ	ユ	リ	リ	キ	リ	サ
三井寺	箕面寺	石動	行基菩薩	祇園社	金葉集	西明寺殿	座主
352	352	339	332	330	330	316	305
貞觀十七年、天文十七戊 申六百八十四年也	白鳳二十年、天文十七戊 申八百六十八年也	天平勝宝八年、天文十七 戊申八百三十三年也	天平聖曆七年、天文十七 戊申八百二十四年也	貞觀十八年、天文十七戊 辰六百九十四年也	大治2年、天文十七戊申 二百四十二年也	弘長三年、天文十七年戊 申二百升六年也	天長二年、天文十七戊申 七百三十四年也
同上	百六十七年	同上	同上	同上	同上	同上	同上
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
673 年	857 年	792 年	813 年	672 年	421 年	285 年	723 年
△ 11 年	11 年	△ 11 年	△ 11 年	△ 22 年	△ 179 年	△ 59 年	△ 11 年

長沼正子「『運歩色葉集』の年号に関する二つの問題」

新后拾遺集	新后撰集	續後撰集	拾遺集	相国寺	都	明惠上人	
385	385	385	385	382	352	352	352
永徳三年、天文十七戊申 百七十六年也	嘉元癸卯、天文十七戊申 百九十六年也	建長三年、天文十七戊申 五百六十四年也	長徳元年、天文十七戊申 二百六十七年也	永徳元年、天文十七戊申 二百五十七年也	聖暦六十年、天文十七戊申 申八百五十年也	白鳳七年、天文十七戊申 七百五十五年也	嘉應元年、天文十七戊申 二百年也
同上	二百二十九年	同上	同上	百六十七年	同上	同上	1、二百三十七年 2、百九十六年也
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
165 年	245 年	297 年	553 年	167 年	765 年	869 年	379 年
△ 11 年	△ 49 年	△ 30 年	△ 11 年	△ 50 年	△ 85 年	△ 114 年	△ 179 年

リ	續千載集	ヒ	比叡山	モ	蒙古	セ	聲明時取
433	419	413	385	元應二年、天文十七戊申 百九年也	延暦元年、天文十七戊申 七百七十七年也	蒙古	
寛弘二年、天文十七戊申 四百九十四年也	亨徳元年、天文十七戊申 一百七年也	同上	同上	蒙古	蒙古	ヒ	比叡山
同上	同上	二百二十九年	二百二十九年	蒙古	蒙古	モ	セ
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
543 年	96 年	766 年	228 年	△ 49 年	△ 11 年	△ 11 年	△ 11 年
							119 年

誤差のあるものは、十年以上の語彙を載せたのだから、当然十一年の誤差であり、表中の語彙数は十二である。

「運歩」に記述された年数逆算には、聊かの不都合があるが、上の誤差がある場合のみを表に載せた。表のうち、語彙数は三十八（重複するものは除いた）、天正十七年本・天正十五年本は欠本であるため、総ての語彙についての比較はできなかつたが、完本である静嘉堂本・元亀二年本は、表が示すとおり、総ての語彙比較をすることができた。

以上、表に載せたのは、表の下段、『運歩』記述の年号と実際に計算しなおした年数の誤差、下から二段目は実際に計算しなおした年数である。記述年数と実際に再計算した年数に十年以上上の誤差がある場合のみを表に載せた。表のうち、語彙数は三十八（重複するものは除いた）、天正十七年本・天正十五年本は欠本であるため、総ての語彙についての比較はできなかつたが、完本である静嘉堂本・元亀二年本は、表が示すとおり、総ての語彙比較をすることができた。

表中の語彙のうち、一番大きな誤差のあるものは、本部の「放生會、貞觀五年、天文十六年丁未百七十五年也」の天文十六年から貞觀五年に遡る計算上の誤差五百九年である。一番小さな誤差のあるものは、本部の「放生會、貞觀五年、天文十六年丁未百七十五年也」の天文十六年から貞觀五年に遡る計算上の誤差五百九年である。一番小さな

このような誤りがおきたのかということを考える必要がある。そこで、年数逆算上の誤差の原因を究明するにあたり、前記表に現れた語彙を中心に、本篇にある天文十六年中に終了した

であろうと思われる作業箇所と、天文十七年中に行つたのであらうと思われる作業箇所に、重複して記載された語があれば、双方の小字双行も一致していなければならないが異なる記述であれば、そこに年号逆算による考え方を見出すことができる。と考え、本篇を洗い直してみたところ、この表には載らなかつた誤差数が十以下のうちに、年数の逆算が異なる箇所があつたので、次にその実例を示し考察をする。

(3) 重複する語彙

「イ部」 静嘉堂文庫本、紙焼きコピー

「ユ部」 静嘉堂文庫本、紙焼きコピー

石動
ユスルギ
能州孝謙天平勝宝八季丙申立
至天文十七戌申八百三季也。

天文十六年編纂箇所のイ部「石動（イスルギ）」と、天文十七年に編纂されたユ部「石動（ユスルギ）」が、文字・小字双行ともに同一だが、年数計算上に不都合なところがあつた。ここに示したのは、イ部・ユ部の一例ずつであるが、異なるところはユ部「石動」の小字双行にある「能州」が、イ部「石

動」の小字双行には欠けているという点、これは書写の際に落としたと考えると、他の文言からみて納得できる。問題は、イ部とユ部にある小字双行中の計算部分である。次に具体的に示す。

(4) 天文十六年・天文十七年記録

D 『運歩』本篇（太枠内編者計算ミス）

部	語	年号	編纂年	運歩逆算
イ	石動	天平勝宝2年(749)	天文16年(1547年)	798年也
ユ	石動	天平勝宝8年(755)	天文17年(1548年)	803年也

天平勝宝8年-天平勝宝2年=年数差6年

E 『運歩』編者計算 <誤> イ→ユ (移動)

年号	編纂年	運歩逆算
マイナス6年(749-6)	マイナス1年(1547-1)	803

<正> ユ→イ (移動)

年号	編纂年	運歩逆算
プラス6年(755-6)	マイナス1年(1548-1)	798

F 小論筆者計算

<正> イ→ユ (移動)

年号	編纂年	運歩逆算
プラス6年(749+6)	プラス1年(1548)	793

<正> ユ→イ (移動)

年号	編纂年	運歩逆算
マイナス6年(755-6)	マイナス1年(1547)	798

イ部の小字双行にある「天平勝宝二・・・七百九十八年也」と、ユ部「天平勝宝八年・・・八百三年也」という記述のところで、編者は天文十六年では孝謙女帝が天平勝宝二年に立つと記しているが、天文十七年には天平勝宝八年に立つと記している。孝謙女帝の在位は七百四十九年から七百五十八年である。

編者の計算によると、イ部の計算は天平勝宝二年（七百五十一年）を、天文十六年（千五百四十七年）から遡つて計算すると、「七百九十八年」になると記している。ユ部では、孝謙女帝が即位したのは天平勝宝八年（七百五十六年）として、天平勝宝八年から天文十七年（千五百四十八年）を逆算すると、七百九十三年になるのだが、「八百三年也」と記録している。何故このような誤りが発生したのか考えてみる。

前記のD表は、『運歩』記述のイ部「石動（イスルギ）」とユ部「石動（ユスルギ）」を対比^(注10)させたものである。下の段は、E編者の計算と、F小論筆者の計算を表にした。

表の内容は、天文十六年のイ部「イスルギ」と天文十七年に書き加えられたであろうと思われる別の訓「ユスルギ」は、訓だけ異なる同一の文字であり、小字双行も殆ど一緒であるということから本篇重複の文字であり、天文十六年編纂のものが、天運十七年の編纂時に利用されたという前提で考えてみた。

▽ 表Dイに、連歩逆算七九八年あるのは、イ部「イスルギ」の小字双行中、天文十六年から、天平勝宝二年まで年号間を遡つて計算されたもの。
▽ 表Dユ、八〇三年もユ部「ユスルギ」小字双行中の年号の逆算で、天文十七年から、天平勝宝八年までの間を遡つて計算したものである。

「イスルギ」・「ユスルギ」が、文字、小字双行とも同じといふこともあるて、天文十七年の再編纂のおり、天文十六年のイ部の小字双行を、ユ部に転写して計算したものとして、表E『運歩』編者計算の「誤」イ→ユ（移動）を考えてみる。

表中の年号にマイナス六年としたのは、天文十六年イ部の天平勝宝二年と天文十七年ユ部の天平勝宝八年の間が六年ということで、本来ならば、イ→ユに転写したのであるから、六年の差はプラスすべき数字であるのに、『運歩』編者はマイナスしてしまった。同じようにユ部の編纂は天文十七年であるから、十六年と十七年の差一年をプラスして計算しなければならないが、マイナスしてしまった。本来ならば、イ→ユへの逆算は七九三年であるはずが、すべて逆に考え本来とは異なる解答を出してしまった、それが「八百三年」という編者の計算である。この件について表F小論筆者「正」イ→ユ（移動）に計算方法を示した。ちなみにイ→ユに書写がされたであろうことを前提に、検査の意味も含めて、ユ→イの計算も試みたので、一緒に示した。年号の記述、逆算の計算上から、浮かびあがつてきたこと、ここでは仮に、天文十六年第一回目の編纂があり、天文十七年に、第二回目の編纂があつたとする。たまたま、イ部・ユ部「石動」においてまとめることができたが、総ての年号逆算について納得できる解答が得られたわけではない。

一一表(1)では、①から⑤までの古辞書にある語彙より年号調査を行つたが、年号間の逆算も試みた。『運歩』からみると、非常に少ない数ではあるが、『永禄十一年本節用集』『弘治二年本節用集』に同様の表記が見られだけで、①から⑤までの古辞書の間ではあるが、古辞書の編者は計算上の問題はあまり気にとめてはいないようである。

三、小字双行と年数逆算の表記

二では、計算方法を実際に検討し、『運歩』の増補編纂等を考察した。ここでは小字双行という表現そのものを以つて意義説明をする方法が、どの階層の人たちに多く用いられる方法であるのか調査することによつて、『運歩』編者の周囲がわかれればと思うものである。

一一表(1)では、古辞書に記載される小字双行から、年号を調査した。①『下学集元和三年版』②『文明本節用集』③『弘治二年本節用集』④『永禄十一年本節用集』⑤『易林本節用集』総ての辞書に小字双行による表現方法はみられた。⑤『易林本節用集』は、時代が下がるものであるが唯一、他の辞書には見られない『運歩』記載の語彙があるので、照合の対象にした。

①から⑤までの古辞書は、意義説明の際に小字双行を用いて記述をしていることが多々ある。漢籍は小字双行により説明をするということが頻繁に出でてくる。古辞書では多くの漢籍を引用するため、小字双行による表現は通例のようである。次に、年数逆算の表現を持つて、書き表しているところを示す。

古辞書③『弘治二年本節用集』、④『永禄十一年本節用集』に見ることができたが、③④は、同じ印度本系統の節用集である。④については、小論筆者が『運歩』との照合により語彙の掲出順を調査したが、まったく同一というところもあつて、『運歩』と③④の古辞書は、同一の親本系統から書写したのではないかと思われる。こういう近親関係を除いて、視点を変え年号を遡つて記してあるところの調査をしたところ、調査中であるため、一箇所ではあるが見つけることができた。

ただ、一一表(2)中の記述、実質年数誤差の欄を見ると、年数間の誤差に一定の規則性はみられない。記載される編纂期から施行時までの年号間を遡つて計算してはいるが、ここに関するは、編者が意図的に行つたものとは思えず、編纂途中においてなんらかの問題がおこつた可能性がたかい。

『伊勢物語の研究』^{注11)}によると、伊勢物語の古注釈「肖聞抄」の伝本三本を比較して、年号を遡つて記述している一例をつきに示す。(傍線部、年数逆算)

「伊勢物語肖聞抄本」(八百九十三頁)

(業平と斎宮が一夜の契りを持ってから)

既に今年の文明九年丁酉にいたりて、五百九十八年也。

右は、宗祇の弟子、肖柏が師の講義をまとめた『肖聞抄』から抜粋である。宗祇は、貴族・武家の社会に属する人たちとも交流があつた人物である。宗祇の立場から考えて、中世にあつて年号を遡つて記載するという方法は、社会の通念であったとも考えられる。

まとめ

1、一では、見出し語に付隨する小字双行中の古代年号・公年号・私年号について考察した。『運歩』は、大化の革新以前は古代年号を使い、大化の革新以後公年号が定まつてきた時点からは、公年号を用いて使つている。だが、私年号が用いられていたことはなかつた。実隆は古代年号が世の中に広く活

用されているが、自分では使用すべきではないとした。しかし、他の貴族間では、使用されていたようである。私年号は、特殊な限られた世界で使用され、寺社縁起、碑文、銘文に残され伝えられている。

2、二では、小字双行中にある年号間の計算に不都合が発生している点に着目し、天文十七年に再編纂された形跡のあることから、天文十六年と天文十七年の重複語彙を抽出し、改めて照合してみたところ、再編纂を行う際に間違ったのであるうと思われるところが見つかった。ただ、年号間の計算については、一一表(1)と一一表(2)にまとめたとおり、古辞書の編者はあまり、厳密には考えていないようである。だが、『運歩』については、再編による誤写と思われるところから、考え方は別だと言いたい。

3、三では、『運歩』が語彙説明の表現上用いた小字双行が、『運歩』同時代の古辞書①から⑤の五本と照合したところ、総ての古辞書に用いられている表現方法であった。古辞書では、漢籍の引用もあつて、見出し語に小字双行を用いて語彙説明をするということは、通例であつたと思われる。

編纂した年を記載して、なおかつ見出し語の発生時までを遡って記述しているものは、記載内容に同一の親本を用いたのではないかと思われる③『弘治二年本節用集』と④『永祿十一年本節用集』だけであった。近親関係を除き、まったく別の視点から『肖聞抄』を見たところ、宗祇は武家・貴族階級の人々に親交のあった人物である。ここに年号表記を遡つて記載するという方法が取られているのは、『運歩』の編者が、多分に貴族階級に近い教育を受けた人物であったと推察することができる。

以上、『運歩』に存する二つの年号記述により、考察してきた。特異な内容から、編者は神官か僧侶ではないかと推測されているが、私年号が使われていなかつたという点と、貴族に関係のある人々の間に年号を遡つて記載されているものであつたということから、『運歩』の編者は、貴族階級に近い人物あるという推測をした。
見出し語に付随する小字双行には、編者の書写態度および、意向が現れるものと考えたが、終了していない編纂であるため、結論には達することができなかつたが、編者は単に先行する書物を書き写すという作業をしていたわけではなく、天文十七年の再編纂による増補形跡から何らかの目的を持って逐次、補填することを心がけていたようである。

【テキスト】 『中世古辞書四種研究並びに総合索引』 影印編

注1 中田祝夫・根上剛士著
静嘉堂文庫紙焼き

注2 『日本私年号の研究』久保常晴著 (143頁)

A I、貴楽・法清・兄弟・藏知・師安・知僧・金光・賢称・

鏡常・勝照・端政・告貴・願転・光充・定居・倭京繩・

仁王・聖徳・僧要・命長

A II、善記・正和・教到・僧聰・明要・常色・大長・大和

A Iは、室町時代初期以前に発生したと見られるもの。A IIは、室町時代中期以降の文献から見られるもの。『運歩』に

見られる年号は、右の A I・A IIに集中している。

注2 『日本私年号の研究』久保常晴著 (531頁から533頁) を参考
に公年号から西暦を割り出して示した。合計三十一種、史料

では、三十三種の記述があつたが、勒は一度使われ、延徳は公年号であるため、年号二種を削除した。（カッコ内は年号記述のあつた文献の公年号、△内は西暦を示す。）

・太平（承安元△1171年△、永正三、四△1507年△）

・泰平（承安二△1172年△）

・和勝（建久△1190年△）

・迎雪（正治△1199年△）

・建教（元仁△1225年△）

・正久（元応△1319年△）

・応治（興国△1340年△）

・白鹿（興國△1341年△）

・真賀（延文△1356年△から応安△1375年△）

・元真（南北朝（文中△9年△明徳△3年△から△1380年△から△1394年△迄△））

・至大（南北朝末期（文中△9年△明徳△3年△から△1380年△から△1394年△迄△））

・永宝（嘉慶△1388年△）

・大道（南北朝末期（文中△9年△明徳△3年△から△1380年△から△1394年△迄△））

・天靖（嘉吉△1443年△）

・福德（文正△1466年△）

・弥勒（延徳△1490年△、永正△1506年△、文安△1511年△、正

・享高（康正△元△1455年△）

・王徳（延徳△元△1489年△・大永△1521年△）

・弘徳（元中△1384年△・至徳△1384年△）

・徳応（文亀△元△1501年△）

・征露（明治△三十七△1904年△）

・正享（延徳△二△1490年△）

注3

・元龜二年本（一五七二）（京都大学蔵）（完本）三冊

・天正十五年本（一五八七）（水戸彰考館文庫蔵・西来寺蔵）

（イからカまでの欠本）

天正十七年本（一五八九）（京都大学文学部国語学国文研究室編）（イからテまでの欠本）二冊

『二中歴』前田育徳会尊経閣文庫編

『古事類縁』歳時部三（156頁）

・応治（興国△1340年△・貞輪△1345年△）

『日本私年号の研究』久保常晴著

『二中歴』前田育徳会尊経閣文庫編

『如是院年代記』『群書類従』二十六雜部

『實隆公記』三条西実隆著、続群書類従完成会

『お湯殿の上の日記（四）』（23頁）続群書類従、補遺三

『下学集』元和三年版、古辞書叢刊行会編A

②『文明本節用集研究並びに索引』中田祝夫著

『日本私年号の研究』は、これ以降著者の判定として扱い、著者自身の調査結果を挙げ、文献の記述はしていない。

・永福（足利時代頃、永仁△1297年△）

・延寿（慶応△四△1868年△）

③『印度本節用集古写本四種研究並びに総合索引』中田祝夫著

④『永禄十一年本節用集』学習院大学蔵本

⑤改訂新版『古本節用集六種研究並びに総合索引』中田祝夫著
注10 『長野短期大学紀用』37号、『運歩色葉集』における年代表記について
注11 『伊勢物語の研究』〔資料編〕片桐洋一著

Two Problems on the Era Names Involved in *Unpoiroha-syu*

Masako NAGANUMA

Unpoiroha-syu, a Japanese medieval dictionary, has already lost its original, only retaining a limited number of transcribed versions. This dictionary has a large but specialized vocabulary of 17,000 words, and is frequently cited in the classical literature. Its editor, his class and how it was compiled are not clear. Only four copies, *Seikado Bunko*, *Genki* 2, *Tenshou* 17, and *Tenshou* 15 are existent, belonging to the tradition of old handwritten copies.

Several of the *Unpoiroha* Dictionary's vocabulary entries have dual small-letter notes parallel to them, which give lexical explanations. Observing that these small-letter notes reflect more of the editor's attitude and purpose toward handwritten copying than main entries do, I focused upon two era names recorded in the dual small-letter notes of this dictionary.

In principle, there are three kinds of era name available to us: the official era name, which was approved by the Imperial Court, the ancient era name, which had been used before the *Taika* Reform, and the private era name, which was used by limited and privileged classes, and less often used. One of the two kinds of era name I focused upon is the official era name, which is used to denote the episodic years relevant to events explained in several entries in the dictionary, and to denote the years of compilation of this dictionary. The other kind of era name is the ancient era name, which is used only to denote the years of compilation.

We must make two points. First, although some researchers presume its editor to be a *Shinto* priest or a Buddhist monk, no private era name is used in these explanations, which provides us with the key of identifying its editor and understanding the characteristics of this dictionary. The note explanations for several entries of this dictionary include their episodic years and the dual years of the dictionary's compilation, and also the years counted backward from the latter to the former at their ends. By comparing the compiled entries in *Tenbun* 16 and those in *Tenbun* 17, there are differences in description.

Second, it has become evident that the editor didn't merely make handwriting of the predecessor copy of this dictionary, but left traces of making supplements to it with some intention in the re-compiled parts in *Tenbun* 17.

Key Words: editor, official era and ancient era, *Unpoiroha-syu*